

住居確保給付金について【よくある問い合わせ】

Q1 振り込み日はいつになるのか？

A1 申請書とすべての書類を提出していただいてから、4週間程度の期間がかかります。

Q2 支給された家賃では足りませんがどうすれば？

A2 収入や世帯人数で支給額が決まります。差額につきましてはご自分でご負担ください。

Q3 不動産業者とのやりとりを市役所でやってほしいのですが？

A3 入金日や入金口座、差額の支払い等、不動産業者とのやり取りについては、市役所では一切行いません。

Q4 契約書の名義が、申請者じゃない名義になっていますが申請できますか？

A4 契約書の中の居住者の方に記載してもらってください。契約書に記載が出来ない場合は、不動産業者に依頼する状況通知書に記載いただいて下さい。

Q5 支給を決定する際の「収入」とはどこまでを指しますか？

A5 1. 雇用保険の失業手当や、公的年金等の定期的に支給されるものは、支給額を決定する際の「収入」となります。臨時的な給付金等は「収入」となりません。

2. 親族等からの継続的な仕送りは「収入」となります。

3. 給与収入は、総支給額から交通費支給額を差し引いた後の金額が、「収入」となります。

4. 自営業による収入は、経費を差し引いた後の金額が、「収入」となります。

Q6 資産とはどこまでを指しますか？

A6 世帯全員の「預貯金・債権・株式・投資信託・暗号資産等及び現金」の合計額になります。

A7 家賃はいつまでもらえますか？

Q7 原則3か月ですが、延長は2回(9か月)まで可能です。ただし、給与や事業所得が収入要件を超えた月からは家賃の支給ができなくなります。また毎月の就職活動や収入の報告がない場合等も支給できなくなります。